第百三十八条第八項（第百六十九条において準用する場合を含む。）の規定による地域密着型施設サービス計画の交付	
第百七十八条第三項の規定による複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の提出	
第百七十九条第六項の規定による複合型サービス計画の交付	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する訪問介護の事業を行う者に対する第二条による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新指定居宅サービス基準」という。）第五条の規定の適用については、平成二十五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

2　この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与の事業を行う者に対する新指定居宅サービス基準第百九十八条から第百九十九条の二まで及び第二百四条の二の規定の適用については、平成二十五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

3　この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売の事業を行う者に対する新指定居宅サービス基準第二百十四条から第二百十五条まで及び第二百十六条において準用する第百九十八条の規定の適用については、平成二十五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

（指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に事業を開始した第七条の規定による改正後の指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準（以下「新指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）については、同条第十二項中「修了している者」とあるのは、「修了している者（平成二十五年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

2　この省令の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に事業を開始した新指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定複合型サービス事業所（以下「指定複合型サービス事業所」という。）については、同条第九項中「修了している者」とあるのは「修了している者（平成二十五年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」と、新指定地域密着型サービス基準第百七十二条第二項及び第百七十三条中「修了しているもの」とあるのは「修了しているもの（平成二十五年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

3　この省令の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に事業を開始したサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（新地域密着型サービス基準第六十四条第二項の規定により、当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る新指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定する本体事業所（以下この条において「本体事業所」という。）（指定複合型サービス事業所であるものに限る。）の管理者が充てられているものに限る。）については、新地域密着型サービス基準第六十四条第三項中「修了しているもの（平成二十五年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」とあるのは、「修了しているもの（平成二十五年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

4　この省令の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に事業を開始したサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る本体事業所が指定複合型サービス事業所であるものに限る。）については、新指定地域密着型サービス基準第六十五条中「修了しているもの」とあるのは、「修了しているもの（平成二十五年三月三十一日までに修了することを予定しているものを含む。）」とする。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令の施行の際現に介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する介護予防訪問介護の事業を行う者に対する第十条の規定による改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「新指定介護予防サービス基準」という。）第五条の適用については、平成二十五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

2　この省令の施行の際現に指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与の事業を行う者に対する新指定介護予防サービス基準第二百七十五条第二項及び第二百七十八条の規定の適用については、平成二十五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

3　この省令の施行の際現に指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者に対する新指定介護予防サービス基準第二百八十八条及び第二百九十一条の規定の適用については、平成二十五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

（指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この省令の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に事業を開始した第十一条の規定による改正後の指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「新指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）については、同条第十二項中「修了している者」とあるのは、「修了している者（平成二十五年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

2　この省令の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に事業を開始したサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（新指定地域密着型介護予防サービス基準第四十五条第二項の規定により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る新指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第七項に規定する本体事業所（以下この条において「本体事業所」という。）（指定複合型サービス事業所であるものに限る。）の管理者が充てられているものに限る。）については、新指定地域密着型介護予防サービス基準第四十五条第三項中「修了しているもの」とあるのは、「修了しているもの（平成二十五年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

3　この省令の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に事業を開始したサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る本体事業所が指定複合型サービス事業所であるものに限る。）については、新指定地域密着型介護予防サービス基準第四十六条中「修了しているもの」とあるのは、「修了しているもの（平成二十五年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第六条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二十六第一項中「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令」を「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」に改める。